

# 防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業細則

(平成5年8月17日制定)

全部改正 平成17年12月16日

一部改正 平成19年 4月18日

平成22年 3月31日

平成23年10月 5日

平成25年 2月28日

平成26年 3月11日

平成27年 2月 2日

平成27年11月26日

令和元年 5月 7日

令和 3年10月25日

令和 4年11月29日

令和 6年11月25日

(通 則)

第1条 防衛省職員生活協同組合(以下「組合」という。)が行う長期生命共済事業の実施については、組合の定款(昭和38年3月11日制定)及び長期生命共済事業規約(平成5年8月17日制定。以下「長期生命規約」という。)に定めるところによるほか、この細則に定めるところによる。

(共済契約者)

第2条 長期生命共済契約(以下「共済契約」という。)を締結できる者は、防衛省職員生活協同組合定款第6条第1項に規定する者(以下「現職組合員」という。)で、組合の火災共済事業規約に基づく火災共済又は組合の生命共済事業規約に基づく生命共済の加入者とする。

(被共済者の範囲)

第3条 長期生命規約第8条に規定する「内縁関係にある者」とは、長期生命共済契約者(以下「契約者」という。)及び当該者と内縁関係にある者について、それぞれ婚姻の届出をしている配偶者がいないこと、かつ、契約者と生計を一にし、かつ、同一所帯に属する者をいう。

(死亡共済金等受取人の指定等)

第4条 長期生命規約第9条第1項及び第3項の規定に基づき指定した死亡共済金等受取人を変更する場合には、長期生命共済事業事務取扱規則(平成17年12月16日制定。以下「長期生命規則」という。)に規定するところにより共済契約変更届に、被共済者本人が自署しなければならない。

(共済契約の申込み及び成立)

第5条 長期生命規約第11条の規定に基づく共済契約の申込者は第2条に定める者とし、積立期間中のコース及び口数は本人コース、死亡保障1口・入院保障1口(プランI-1A)として取り扱う。

2 長期生命規約第13条第1項に規定する共済契約確定届の提出による保障期間への移行又は据

置期間の共済契約の承諾日は、一時払掛金の払込みがあった日（すでに共済掛金積立金等の額が保障必要原資額に達している場合は共済契約確定届を提出した日）とする。

3 前項の共済契約の保障期間の開始日は、保障期間への移行者にあつては長期生命規約第5条に規定する保障期間の開始日、据置期間中の共済契約者にあつては当該契約者が60歳になった日の属する月の翌月1日とする。

4 長期生命規約第13条第1項に規定する保障期間の共済契約確定届の提出に際し、配偶者を新たに被共済者とする申込みがあった場合において組合がこれを承諾したときは、当該配偶者に係る共済契約の効力は、前項に規定する保障開始日から生ずる。

（保障（据置）期間開始申請）

第6条 長期生命規約第13条の規定に基づく共済契約確定届は、次により理事長に提出するものとする。

(1) 54歳以降で定年等により組合の職域を退職し保障期間へ移行する者にあつては、退職日の30日前までに提出する。

(2) 60歳になる前に組合の職域を退職し共済掛金積立金等を据え置く者にあつては、退職日の30日前までに提出する。

（健康告知の省略）

第7条 長期生命規約第14条第2項に規定する健康状態の告知を省略することができる者は、共済契約確定届提出日において継続して2年以上生命共済契約の被共済者となっている者に限る。

（保障（据置）開始時における契約確定上の制限）

第8条 長期生命規約第14条の規定に基づく健康状態の告知において、組合員及び配偶者の双方又は一方が共済契約確定届提出日現在、同届別紙の傷病により入院中（医師により入院治療の指示を受けている場合を含む。以下同じ。）又は過去2年以内に継続して14日以上入院の事実がある場合（以下「不健康な場合」という。）、理事長は次により共済契約のコース及び口数を制限することができる。

ただし、入院中又は過去の入院等の傷病が将来、死亡又は重度障害に直接因果関係の生ずるおそれがないと医師等の証明が得られれば、この限りでない。

(1) 共済契約確定届提出日現在において、生命共済の被共済者としての期間が継続して2年未満の者で不健康な場合は、死亡保障1口・入院保障1口に限られ、本人コースのプランⅠ－1A又は本人・配偶者コースのプランⅡ－1Aのいずれかの契約とする。

なお、生命共済に加入していない配偶者は、不健康な場合には本人・配偶者コースに加入できない。

(2) 共済契約確定届提出日現在において、火災共済のみに加入し生命共済に加入していない組合員で不健康な場合は、死亡保障1口・入院保障1口に限られ、本人コースのプランⅠ－1A又は本人・配偶者コースのプランⅡ－1Aのいずれかの契約とする。

同組合員の配偶者は、健康な場合は本人・配偶者コースのプランⅡ－1Aに加入できるが、不健康な場合は加入できない。

（配偶者の契約継続）

第9条 長期生命規約第17条第2項の規定に基づき配偶者が引き続き被共済者であることを希望

するときは、長期生命規則に定める長期生命共済金請求書にその旨を記載し届け出るものとする。

(共済契約の無効)

第10条 長期生命規約第19条第1項第1号の規定により無効になった被共済者に係る返戻金は、共済契約時に支払われた保障必要原資額とする。

2 前項の場合において無効になった被共済者が本人・配偶者コースの配偶者であるときは、配偶者に係る契約はなかったものとし改めて本人コースとして共済契約を締結するものとする。

(解約返戻金額)

第11条 長期生命規約第20条に規定する解約返戻金は、算出方法書により算出された解約申込日の直後の応当日における責任準備金(共済年度末責任準備金)の額とし、別表第1のとおりとする。

(据置期間・保障期間に係る責任準備金相当額)

第12条 長期生命規約第17条第2項、第37条第3項及び第38条第2項に規定する責任準備金相当額は、算出方法書により算出された責任準備金を当該支払発生日までの経過月数で算定した額とし、別表第2のとおりとする。

(解除の通知)

第13条 長期生命規約第21条に規定する共済契約の解除は、契約者に対し書面による通知によって行う。ただし、契約者の所在が不明の場合その他正当な理由により契約者に通知できない場合には、被共済者又は死亡共済金等受取人に解除の通知を行う。

(共済掛金の払込み)

第14条 長期生命規約第25条に規定する共済掛金の払込みは、次により行う。

(1) 長期生命規約第25条第1項に規定する災害死亡等共済掛金及び基本掛金の払込みにおいて、利用分量割戻金及び積立割戻金からの振替は、同条第2項及び第8項に基づき毎年9月末日に振替により行うものとし、同日における払込額が災害死亡等共済掛金の定額に達しない場合には、同条第3項に基づき組合に払い込まなければならない。

(2) 長期生命規約第25条第9項の規定に基づく事前積立掛金の払込みは、組合が定める年齢以降、組合の指定する日までに、組合が示す金額の範囲内で、これを年払いの方法により組合に払い込むことができる。

(3) 長期生命規約第25条第10項の規定に基づく一時払掛金の払込みは、当該契約者に対する退職手当等が支給されるまでの間その支払の猶予を認めることができる。

ただし、猶予期間中に共済事故が生じた場合においては、一時払掛金が払い込まれるまでの間は保障期間中の共済金を支払わない。

(据置期間中の共済契約者)

第15条 長期生命規約第26条第2項に規定する共済掛金積立金等の額を据え置くことができる者は、50歳以上60歳未満の退職者で理事長が特に必要と認めた者に限る。

2 長期生命規約第26条第2項に規定する保障必要原資額は、60歳の保障必要原資額とする。

(共済金等の支払額)

第16条 共済事故等における共済金等の支払額の内訳は次のとおりとする。

(1) 積立期間

共済事故等	共 済 金 等	支 払 額 (内訳)
不慮の事故による死亡	・ 災害死亡共済金及び死亡給付金	・ 災害死亡共済金 (20 万円) ・ 責任準備金相当額 ・ 積立割戻金
不慮の事故による重度障害の状態	・ 災害重度障害共済金及び重度障害給付金	・ 災害重度障害共済金 (20 万円) ・ 責任準備金相当額 ・ 積立割戻金
死 亡	・ 死亡給付金	・ 責任準備金相当額 ・ 積立割戻金
重 度 障 害	・ 重度障害給付金	・ 責任準備金相当額 ・ 積立割戻金
解 約	・ 解約返戻金	・ 責任準備金相当額 ・ 積立割戻金

(2) 保障期間

共済事故等	共 済 金 等	支 払 額 (内訳)
死 亡	・ 死亡共済金	・ 死亡共済金 ・ 積立割戻金
重度障害	・ 重度障害共済金	・ 重度障害共済金 ・ 積立割戻金
入 院	・ 入院共済金	・ 入院共済金
満 期 時	・ 満期時割戻金	・ 積立割戻金
解 約	・ 解約返戻金等	・ 解約返戻金 ・ 積立割戻金

(新たな入院の算定)

第 17 条 長期生命規約第 35 条第 2 号に規定する 1 回の入院共済金支払限度日数 120 日を超えて入院した場合において、次のいずれか早い日から新たな入院とみなす。

- (1) 当該入院の退院日の翌日から起算して 180 日目の翌日
- (2) 当該入院の支払限度日数 120 日到達日の翌日から起算して 1 年経過した日  
(生死不明の場合)

第 18 条 長期生命規約第 41 条に規定する死亡したものと認められる被共済者とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき。
- (2) 船舶又は航空機の事故及びその他の危難 (以下「危難」という。) に遭った者のうち、全員が死亡又は行方不明になっている場合は、被共済者の生死が危難の去った後 3 か月間わからないとき。
- (3) 前号の危難に遭った者のうち、死亡又は行方不明となっている者が全員でない場合は、被共済者の生死が危難の去った後 1 年間わからないとき。

2 前項の規定により、共済金等の受取人が長期生命規約第 41 条の災害死亡共済金等を受取った後に被共済者の生存が判明したときは、当該共済金等の受取人は支払われた共済金等を組合に返還しなければならない。

(共済金等請求の場合の提出書類)

第 19 条 長期生命規約第 43 条に規定する共済金等の支払請求は、共済金等受取人が、長期生命規則に定めるそれぞれの共済金等請求書に次の書類を添えて組合に提出して行うものとする。

(1) 積立(据置)期間

共済金等名	提出書類
災害死亡共済金	ア 長期生命共済災害死亡共済金請求書 イ 医師の死亡診断書又は死体検案書(コピー) ウ 共済金受取人であることを証明するに足る書類(「戸籍謄本又は抄本」をいう。以下同じ。) エ 不慮の事故を原因とすることを証明する資料(イの死亡診断書等で災害事故が判明できる場合は、それで足りる。)
災害重度障害共済金	ア 長期生命共済災害重度障害共済金請求書 イ 障害状態の程度が記載された医師の診断書 ウ 不慮の事故を原因とすることを証明する資料(イの医師の診断書で災害事故が判明できる場合は、それで足りる。)
死亡給付金	ア 長期生命共済死亡給付金請求書 イ 医師の死亡診断書等 ウ 給付金の受取人であることを証明するに足る書類
重度障害給付金	ア 長期生命共済重度障害給付金請求書 イ 障害状態の程度が記載された医師の診断書

(2) 保障期間

共済金等名	提出書類
入院共済金	ア 長期生命共済入院共済金請求書 (医師の証明欄に入院証明が記されていればこれのみで足り、次のイの書類は不要) イ アの入院共済金請求書に医師の証明がない場合は次のいずれかの書類 ・傷病名及び入院期間等が明記された医師の診断書等(原本) ・入院日数14日以内(保障開始日から2年経過後以降に開始した入院については30日以内)の場合は病院又は診療所の領収書等(コピー可)
死亡共済金	ア 長期生命共済死亡共済金請求書 イ 医師の死亡診断書又は死体検案書(コピー) ウ 被共済者の死亡後作成された戸籍謄本又は抄本(原本) エ 共済金受取人であることを証明するに足る書類(上記ウに共済金受取

	人の氏名が記載されているときは、それで足りる。） オ 防衛省職員生活協同組合退職組合員証兼長期生命共済契約承諾書
重 度 障 害 共 済 金	ア 長期生命共済重度障害共済金請求書 イ 障害状態の程度が記載された医師の診断書（原本） ウ 防衛省職員生活協同組合退職組合員証兼長期生命共済契約承諾書
満期時割戻金	ア 長期生命共済満期時割戻金請求書 イ 防衛省職員生活協同組合退職組合員証兼長期生命共済契約承諾書 ウ 被共済者の住民票（原本）

注： 入院の証明において、骨折、脱臼、四肢の捻挫、四肢の打撲の治療に限って、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に定める施術所に収容された場合には、当該施術所を長期生命規約第 2 条第 4 項に規定する病院又は診療所に準ずるものとし、柔道整復師の診断書及び施術に関する医師の同意書をもって医師の診断書に代えることができる。

（大規模災害等発生時の共済金支払手順及び方法等）

第 20 条 組合は、大規模災害等（首都直下地震、南海トラフ地震、新型インフルエンザのパンデミック及びこれらと同程度の自然災害等をいう。以下同じ。）に起因する共済金の支払請求があった場合は、長期生命規約に基づき共済金を査定の上、理事会が定める初度共済金支払枠（長期生命共済保障期間者のパンデミックに係るリスク相当額とする。以下同じ。）の範囲内で算出する仮払額を請求者に支払うものとする。

- 2 組合は、大規模災害等に起因する共済事故の集中により、支払うべき共済金の合計額が、初度共済金支払枠を超えることが予想される場合は、仮払額を除く共済金支払の分割、延期、削減等について、当該大規模災害等発生後可及的速やかに総代会を開催し、議決するものとする。
- 3 組合は、前項の場合に該当しないことが確認できた場合は、速やかに、共済金の査定額から仮払額を減じた金額を請求者に支払うものとする。
- 4 その他必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則(平成 17 年 12 月 16 日)

- 1 この細則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行日現在、火災共済又は生命共済に加入している契約者はこの共済契約の積立期間中の契約者として取り扱い、契約のコース、口数は第 5 条第 1 項の規定を適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 18 日)

この細則は、平成 19 年 4 月 18 日から施行し、同年 1 月 9 日から適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行日現在、火災共済又は生命共済に加入している契約者は、この共済契約の積立期間中の契約者として取り扱い、契約コース、口数は第 5 条第 1 項の規定を適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 5 日)

この細則は、平成 23 年 10 月 5 日（長期生命共済事業規約の認可日）から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 11 日)

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行前に交付された「長期生命共済契約承諾書」について、この細則を適用する場合は、「防衛省職員生活協同組合退職組合員証兼長期生命共済契約承諾書」を「長期生命共済契約承諾書」と読み替える。

附 則(平成 27 年 2 月 2 日)

この細則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 11 月 26 日)

この細則は、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日)

- 1 この細則は、平成 30 年 10 月 19 日（長期生命共済事業規約の認可日）から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 前項の適用日現在、現に存する据置期間及び保障期間に係る共済契約については、転換の手続きがない限り、その共済期間の満了に至るまで従前の例による。

附 則(令和 3 年 10 月 25 日)

この細則は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 3 年 10 月 15 日）から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 11 月 29 日）

この細則は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 4 年 11 月 21 日）から施行し、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 11 月 25 日）

この細則は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 6 年 11 月 15 日）から施行し、令和 5 年 7 月 1 日に遡って適用する。

別表第 1 解約返戻金額表

別表第 2 責任準備金相当額の一例

## 別表第 1

## 解約返戻金額表

解約申請日直後の応当日の満年齢に応じる解約返戻金は次のとおり。

## 1 本人コース（I型）

単位：円

応当日年齢	I－1A	I－1B	I－3A	I－3B	I－5A	I－5B
55歳	1,182,978	1,941,364	1,488,330	2,164,716	1,803,614	2,480,000
56歳	1,173,306	1,921,201	1,469,917	2,138,605	1,775,617	2,444,305
57歳	1,163,583	1,900,974	1,450,505	2,111,750	1,745,639	2,406,884
58歳	1,153,809	1,880,679	1,430,065	2,084,119	1,713,631	2,367,685
59歳	1,143,981	1,860,308	1,408,578	2,055,681	1,679,566	2,326,669
60歳	1,134,100	1,839,863	1,385,879	2,026,321	1,643,113	2,283,555
61歳	1,120,124	1,811,284	1,357,351	1,987,532	1,599,089	2,229,270
62歳	1,106,073	1,782,599	1,326,971	1,947,289	1,551,453	2,171,771
63歳	1,091,942	1,753,799	1,294,466	1,905,373	1,499,676	2,110,583
64歳	1,077,731	1,724,870	1,259,752	1,861,685	1,443,618	2,045,551
65歳	1,063,440	1,695,794	1,222,747	1,816,126	1,383,143	1,976,522
66歳	1,044,822	1,658,076	1,178,693	1,759,733	1,313,061	1,894,101
67歳	1,026,104	1,620,147	1,131,548	1,700,703	1,237,108	1,806,263
68歳	1,007,288	1,581,987	1,081,070	1,638,791	1,154,852	1,712,573
69歳	988,171	1,543,581	1,026,877	1,573,649	1,065,583	1,612,355
70歳	968,571	1,504,903	968,571	1,504,903	968,571	1,504,903
71歳	940,742	1,450,913	940,742	1,450,913	940,742	1,450,913
72歳	912,031	1,396,546	912,031	1,396,546	912,031	1,396,546
73歳	882,293	1,341,784	882,293	1,341,784	882,293	1,341,784
74歳	851,391	1,286,609	851,391	1,286,609	851,391	1,286,609
75歳	819,128	1,231,017	819,128	1,231,017	819,128	1,231,017
76歳	774,595	1,154,447	774,595	1,154,447	774,595	1,154,447
77歳	727,542	1,077,414	727,542	1,077,414	727,542	1,077,414
78歳	677,327	999,990	677,327	999,990	677,327	999,990
79歳	623,116	918,768	623,116	918,768	623,116	918,768
80歳	563,904	832,663	563,904	832,663	563,904	832,663
81歳	476,876	697,182	476,876	697,182	476,876	697,182
82歳	380,199	550,285	380,199	550,285	380,199	550,285
83歳	271,146	388,500	271,146	388,500	271,146	388,500
84歳	146,062	207,174	146,062	207,174	146,062	207,174



2 本人・配偶者コース（Ⅱ型）

単位：円

応当日年齢	Ⅱ－1 A	Ⅱ－1 B	Ⅱ－3 A	Ⅱ－3 B	Ⅱ－5 A	Ⅱ－5 B
55歳	2,084,822	3,520,623	2,528,940	3,861,950	2,982,990	4,316,000
56歳	2,065,768	3,481,902	2,495,509	3,812,913	2,934,339	4,251,743
57歳	2,046,568	3,443,025	2,460,564	3,762,684	2,882,772	4,184,892
58歳	2,027,217	3,403,985	2,424,085	3,711,232	2,828,263	4,115,410
59歳	2,005,684	3,360,733	2,384,037	3,654,475	2,768,781	4,039,219
60歳	1,983,977	3,317,287	2,342,314	3,596,344	2,706,106	3,960,136
61歳	1,958,051	3,265,593	2,294,272	3,528,310	2,635,004	3,869,042
62歳	1,931,915	3,213,671	2,243,833	3,458,300	2,559,335	3,773,802
63歳	1,905,545	3,161,517	2,190,543	3,385,961	2,478,227	3,673,645
64歳	1,874,846	3,101,037	2,129,923	3,302,822	2,386,845	3,559,744
65歳	1,843,841	3,040,248	2,066,072	3,216,923	2,289,392	3,440,243
66歳	1,808,267	2,970,653	1,994,186	3,119,254	2,180,602	3,305,670
67歳	1,772,336	2,900,680	1,918,190	3,017,969	2,064,160	3,163,939
68歳	1,736,033	2,830,310	1,837,771	2,912,755	1,939,509	3,014,493
69歳	1,694,846	2,751,036	1,748,080	2,794,552	1,801,314	2,847,786
70歳	1,652,779	2,671,280	1,652,779	2,671,280	1,652,779	2,671,280
71歳	1,602,053	2,576,000	1,602,053	2,576,000	1,602,053	2,576,000
72歳	1,549,965	2,480,133	1,549,965	2,480,133	1,549,965	2,480,133
73歳	1,496,305	2,383,658	1,496,305	2,383,658	1,496,305	2,383,658
74歳	1,433,271	2,271,395	1,433,271	2,271,395	1,433,271	2,271,395
75歳	1,368,034	2,157,846	1,368,034	2,157,846	1,368,034	2,157,846
76歳	1,289,560	2,022,319	1,289,560	2,022,319	1,289,560	2,022,319
77歳	1,207,516	1,885,197	1,207,516	1,885,197	1,207,516	1,885,197
78歳	1,121,112	1,746,389	1,121,112	1,746,389	1,121,112	1,746,389
79歳	1,018,812	1,581,367	1,018,812	1,581,367	1,018,812	1,581,367
80歳	909,430	1,409,089	909,430	1,409,089	909,430	1,409,089
81歳	769,659	1,184,511	769,659	1,184,511	769,659	1,184,511
82歳	617,102	944,921	617,102	944,921	617,102	944,921
83歳	448,336	686,003	448,336	686,003	448,336	686,003
84歳	237,939	360,163	237,939	360,163	237,939	360,163

うち配偶者分

単位：円

応当日年齢	Ⅱ－１Ａ	Ⅱ－１Ｂ	Ⅱ－３Ａ	Ⅱ－３Ｂ	Ⅱ－５Ａ	Ⅱ－５Ｂ
55歳	901,844	1,579,259	1,040,610	1,697,234	1,179,376	1,836,000
56歳	892,462	1,560,701	1,025,592	1,674,308	1,158,722	1,807,438
57歳	882,985	1,542,051	1,010,059	1,650,934	1,137,133	1,778,008
58歳	873,408	1,523,306	994,020	1,627,113	1,114,632	1,747,725
59歳	861,703	1,500,425	975,459	1,598,794	1,089,215	1,712,550
60歳	849,877	1,477,424	956,435	1,570,023	1,062,993	1,676,581
61歳	837,927	1,454,309	936,921	1,540,778	1,035,915	1,639,772
62歳	825,842	1,431,072	916,862	1,511,011	1,007,882	1,602,031
63歳	813,603	1,407,718	896,077	1,480,588	978,551	1,563,062
64歳	797,115	1,376,167	870,171	1,441,137	943,227	1,514,193
65歳	780,401	1,344,454	843,325	1,400,797	906,249	1,463,721
66歳	763,445	1,312,577	815,493	1,359,521	867,541	1,411,569
67歳	746,232	1,280,533	786,642	1,317,266	827,052	1,357,676
68歳	728,745	1,248,323	756,701	1,273,964	784,657	1,301,920
69歳	706,675	1,207,455	721,203	1,220,903	735,731	1,235,431
70歳	684,208	1,166,377	684,208	1,166,377	684,208	1,166,377
71歳	661,311	1,125,087	661,311	1,125,087	661,311	1,125,087
72歳	637,934	1,083,587	637,934	1,083,587	637,934	1,083,587
73歳	614,012	1,041,874	614,012	1,041,874	614,012	1,041,874
74歳	581,880	984,786	581,880	984,786	581,880	984,786
75歳	548,906	926,829	548,906	926,829	548,906	926,829
76歳	514,965	867,872	514,965	867,872	514,965	867,872
77歳	479,974	807,783	479,974	807,783	479,974	807,783
78歳	443,785	746,399	443,785	746,399	443,785	746,399
79歳	395,696	662,599	395,696	662,599	395,696	662,599
80歳	345,526	576,426	345,526	576,426	345,526	576,426
81歳	292,783	487,329	292,783	487,329	292,783	487,329
82歳	236,903	394,636	236,903	394,636	236,903	394,636
83歳	177,190	297,503	177,190	297,503	177,190	297,503
84歳	91,877	152,989	91,877	152,989	91,877	152,989

配偶者の年齢は、実年齢にかかわらず契約者の年齢に同じとみなす。

## 責任準備金相当額の一例

## 1 責任準備金相当額の計算

- (1) 支払発生日の共済年度の期始と期末の責任準備金を期始から当該日までの経過月数で按分して算出する。
- (2) 経過月数は、1か月未満は1か月とする。したがって、保障開始当日は1か月经過になる。
- (3) 計算式

期始責任準備金 A (支払発生日直前の保障開始当日年齢の保障必要原資額)

期末責任準備金 B (支払発生日直後の保障開始当日の年齢の保障必要原資額)

経過月数 n (支払発生日直前の保障開始当日から支払発生日までの経過月数)

$$\text{責任準備金相当額 } D = A - (A - B) \times n / 12$$

## 2 責任準備金相当額の例

- (1) 57歳の場合の責任準備金相当額

コース：本人コース

口数：死亡・入院保障各1口

保障開始当日：8月1日

期始年齢：57歳(8月1日年齢)

期末年齢：58歳

- (2) 60歳の場合の責任準備金相当額

コース：本人・配偶者コース

口数：死亡・入院保障各1口

保障開始当日：6月1日

期始年齢：60歳(6月1日年齢)

期末年齢：61歳

発生日直前の 応当日年齢	経過月数	責任準備金相当額
57歳	期始	1,163,583
	1	1,162,768
	2	1,161,954
	3	1,161,139
	4	1,160,325
	5	1,159,510
	6	1,158,696
	7	1,157,881
	8	1,157,067
	9	1,156,252
	10	1,155,438
	11	1,154,623
	12(期末)	1,153,809
58歳	期始	1,153,809
	1	1,152,994
	2	1,152,180
	3	1,151,365
	4	1,150,551
	5	1,149,736
	6	1,148,922
以下余白		

発生日直前の 応当日年齢	経過月数	責任準備金相当額
60歳	期始	1,983,977
	1	1,981,816
	2	1,979,656
	3	1,977,495
	4	1,975,335
	5	1,973,174
	6	1,971,014
	7	1,968,853
	8	1,966,693
	9	1,964,532
	10	1,962,372
	11	1,960,211
	12(期末)	1,958,051
61歳	期始	1,958,051
	1	1,955,890
	2	1,953,730
	3	1,951,569
	4	1,949,409
	5	1,947,248
	6	1,945,088
以下余白		

※ 保障開始当日(応当日)とは、保障開始日の年月を指し、保障開始日が令和2年8月1日の契約者の応当日は「8月1日」になる。